(2)　前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(3)　前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(4)　前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

ハ　新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ハにおいて「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ハにおいて「旧個人年金保険料」という。）を支払つた場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　新個人年金保険料を支払つた場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額（同年中において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1)及び(3)(i)において同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

(2)　旧個人年金保険料を支払つた場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額（同年中において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2)及び(3)(ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が一万五千円を超え四万円以下である場合　一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合　二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が七万円を超える場合　三万五千円

(3)　新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払つた場合　その支払つた次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）

(i)　新個人年金保険料　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額の(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iv)までに定める金額

(ii)　旧個人年金保険料　前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額の(2)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額

第三十四条第一項第五号の二を次のように改める。

五の二　削除

第三十四条第一項第六号中「、第五項」を削り、同項第十号中「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、同項第十一号中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この項及び第九項並びに第三十七条において同じ。）を」に、「各扶養親族」を「各控除対象扶養親族」に、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に、「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、「第四項、」を削り、同条第四項中「控除対象配偶者に係る第一項第十号の金額は五十六万円（その者が老人控除対象配偶者である場合には、六十一万円）とし、当該扶養親族に係る同項第十一号の金額は五十六万円（その者が特定扶養親族である場合には六十八万円、その者が老人扶養親族（次項に該当する者を除く。）である場合には六十一万円）」を「特別障害者に係る第一項第六号の金額は、五十三万円」に改め、同条第五項中「（当該老人扶養親族が特別障害者である場合には、六十八万円）」を削り、同条第六項中「から第五号の三まで」を「及び第五号の三」に改め、同条第七項中「及び第五号の二」を削り、「同項第六号」の下に「及び第四項」を加え、「同項第八号」を「第一項第八号」に改め、「及び第四項（控除対象配偶者に関する部分に限る。）」を削り、「第一項第十号の二」を「同項第十号の二」に改め、「、第四項（扶養親族に関する部分に限る。）」を削り、同条第八項を次のように改める。

8　第一項第五号及び第五号の三において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。この場合において、平成二十四年一月一日以後に第二号に規定する旧生命保険契約等又は第五号に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第一号、第三号又は第四号に規定する新契約を締結したときは、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなす。

一　新生命保険契約等　平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第三号及び第四号において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項第一号その他政令で定める規定（次号において「承認規定」という。）の承認を受けたニに掲げる規約若しくは同項第二号その他政令で定める規定（次号において「認可規定」という。）の認可を受けた同項第二号に規定する基金（次号において「基金」という。）のニに掲げる規約（以下この号及び次号において「新規約」と総称する。）のうち、これらの新契約又は新規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ　保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（保険期間が五年に満たない保険契約で政令で定めるもの（次号において「特定保険契約」という。）及び当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）